

県庁 公務員 児童相談所

2013年3月介護福祉士養成大学卒業生

～ 在学中 ～

- ▶ **社会福祉士と介護福祉士を取得！**
- ▶ **社会福祉士の合格のため、大学外の講座や模試を受けていました！**
- ▶ **公務員を志望し、予備校に通っていました！**

～ A県庁入庁 ～

▶ 福祉専門職での採用

▶ 配属先としては・・・

児童相談所・福祉事務所・児童自立支援施設

児童心理治療施設・女性相談所

障害者入所施設・障害者相談所

精神保健福祉センター・発達障害者支援センター

県庁

▶ 職歴

A児童相談所 一時保護課（3年）

A医療福祉センター（2年）

A児童相談所 相談支援課（4年目）

～ 現在の仕事 ① ～

▶ 児童相談所とは？

・ **児童福祉法**に基づいて設置されている機関で、**18歳未満の子ども**に関する相談を受けています。

・ 相談内容としては、**養護相談・虐待相談・障害相談・非行相談・育成相談**などがあります。

- ・ 児童虐待は、①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待
- ・ 児童虐待は通告義務 ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル“189”
- ・ 法律改正（R2.4.1施行）→ 親は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならない

・ 職員は、**児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士**などがいます。

～ 現在の仕事 ② ～

▶ 仕事内容

- ・ **児童福祉司**として、子どもや保護者と面接し助言や指導を行います。
- ・ 虐待の対応では、子どもを**一時保護**したり**施設入所**を行うこともあります。
- ・ 保護者や子どもだけでなく、家庭に関わる様々な関係機関（保育園、学校、警察、市町村など）とやりとりし連携しています。
- ・ 現在は、**100ケース**ほどを担当しています。

～ これまでの仕事を振り返って ～

- ▶ 当県は県立の重症心身障害者の施設があるので、介護コースでの学習や実習がとても役立ちました。
- ▶ 様々な業務の経験を通じて、幅広く知識・技術を習得することができ、自身の専門性を高めることができます。
- ▶ 児童虐待など社会問題になっている事案に最前線に対応するため、責任と使命感、やりがいを感じることができます。

在校生へのメッセージ

- ▶ 福祉といっても様々な分野があるので、学習や実習を通して自分に見合った分野を見つけられると良いと思います！
- ▶ 介護コースは実習を多く経験するので、学生のうちに聞けることはたくさん聞いていきましょう！
- ▶ 自然豊かなA県にぜひ遊びにきてください！

